

# Rainbow Times

## 日本における居所不明児童～子どもたちはどこに？

日本では、住んでいる場所を役所に届けることが法律で定められています(住民基本台帳法)。氏名、生年月日、性別、住所などが住民基本台帳に記載されており、誰がどこに住んでいるか、こうした情報から把握することが出来ます。この住民基本台帳より就学する子どもの名簿(学齢簿)が作成され、就学手続に入ることになります。日本では、長期欠席の子どもは不登校と見られがちですが、どうもそうではないケースが多数あるようです。

文部科学省が毎年行っている「居所不明児童生徒に関する教育委員会の対応等の実態調査」によると、平成24年5月1日現在、全国で1,491件の居所不明ケースがあったという結果でした。居所不明の理由として「保護者がDVから逃れるため」などがあげられていましたが(214件)、一番多かった理由は「不明」でした(783件)。さらに、3年以上も居所不明であるケースが449件という実態でした。

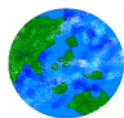
2012年4月、大阪府富田林市で9歳男児が行方不明になっていることが発覚しました。男児は、住民登録はされていましたが、学校に一日も通っておらず、教諭は家庭訪問したが会えず「居所不明児童」として学籍から削除されていました。また、2010年7月、大阪市西区のマンションで3歳女児と1歳男児の遺体が発見された事件が起きたことは記憶に新しいと思います。市児相に通報があり、何度も家庭訪問していたけれど子どもたちには会えず、住民票も登録されておらず、誰が住んでいるのか不明なまま、子どもたちは亡くなりました。

こうした事態への対応として、文科省や厚労省からそういった子どもたちの所在を機関協働しながら把握に努めるようにと通知がなされていますが、各自治体ではどのような状況でしょうか。

◆文科省「義務教育諸学校における居所不明の児童生徒の把握等のための対応について [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/shugaku/detail/1331763.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1331763.htm)

◆厚労省「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」 [http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/121203\\_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/121203_1.pdf)

(南山)



## ☆日本と世界の保育比較☆ OECDの早期教育&ケア調査報告2012

OECD(経済協力開発機構)は、早期の教育・ケアの重要性を伝えており、各国の現状を調査し、比較検討した報告書を公開しています。2012年に出された日本の調査報告書(調査結果と課題分析)を、一部ですがご紹介いたします。

ちなみにですが、早期教育の報告書を担当するOECDのプロジェクトマネージャーさんは田熊美保さんという日本人女性です!!

- 現状**
- ◇ 日本はOECD加盟国の平均に比べて、出生率が低い、女性の給与が男性よりも低い、3歳未満の子どもの持つ女性の就業率が低い、3歳未満の子どもの保育機関の利用が低い、3歳以降の養育機関の利用は多く、教育水準が高い。
  - ◇ 日本の保育職員はOECD加盟国の平均に比べて、保育職に求められる基準が高いが、幼稚園や小学校教員よりも給与が低い。また、幼稚園において1人の教員が担当する3歳から就学までの児童数は最も多い。
  - ◇ 日本はOECD加盟国の平均に比べて、家族支援に費やす税金の割合が低く、公立の養育機関にかかる費用が少ない。3歳児に費やされる、平均所得に対する公的費用の割合は32ヶ国中28位にあり、2003年から07年にかけてイギリスや韓国を含めた多くの国が予算増額をしている中、日本は減額の傾向にあった。

- 課題**
- 日本では新人職員の研修の実施や、保護者とのコミュニケーションを促進することで職員の専門性を向上させている。OECDが指摘する今後の課題は、①明確なガイドライン作り、②継続的研修の重要性の認識、③資格更新制度の取り入れによる保育職員の質の把握、そして④教室の環境整備である。

OECDは、早期教育とケアの充実により、女性の就労が容易になり、給与の男女差が縮み、児童の教養も上がる、ゆくゆくは犯罪の低下や雇用の上昇にもつながると報告しています。文化の変化と共に、多くの先進国で、子どもは保護者の愛をたくさん感じる家庭で育つのが良いという考え方から、子どもは社会が育てるという考え方に変化しているように感じます。(山邊)

### HPをリニューアルしました!

**一般向けページ**

- ◆センター紹介
- ◆児童虐待の現状
- ◆死亡事例検証報告
- ◆虐待関連法

**援助機関向けページ**

- ◆研修のお申込・修正
- ◆事前課題のダウンロード
- ◆DVD貸出し
- ◆自治体の虐待対応マニュアル

### H25 研修より

申込方法が変わります!

Faxでの申込

→インターネットによる申込

詳しくは、各研修の実施要項やHPをご覧ください。

情報発信の配信先アドレスの変更・配信停止等ございましたら [guest-1@crc-japan.net](mailto:guest-1@crc-japan.net) までご連絡ください。